

部活動をどのように位置付けるのか

The Role Club Activities Should Play in Education

水口 洋 MIZUGUCHI, Hiroshi

● 玉川聖学院
Tamagawa-seigakuin

Keywords 部活動, 教師, 教育的意義, 負担, 位置づけ
club activities, teacher, educational importance, burden, role

ABSTRACT

教職課程を履修する学生の多くが、中学高校時代に「部活動」を通して得た達成感の大きさを語る。将来教職についた時もクラブ指導を仕事の範囲として認識している。しかし、中高生にとって大きな教育的体験である部活動は、現行の学習指導要領の特別活動には含まれず、正規の教育課程に存在しない活動とされている。本稿では、歴史的変遷を踏まえて部活動の位置づけを整理する。現場の教師たちのボランティア的な関わりが部活動に教育的意義を与えてきたことを明らかにしたい。また、時間的拘束性の強い部活動が、教員にとり大きな精神的実際的な負担となっていること、安全管理や集団指導の方法を巡って問題が起きやすいことなど、現場の教師の視点から見た問題点を述べ、教育的意義と負担の大きさの狭間で、部活動を今後どのように位置づけていくべきなのかを考察したい。

Many students studying in teacher-training courses talk of the great sense of accomplishment they felt during club activities when they were in school. Though they will be teachers in the future, many have exhibited a strong desire to work as club advisers. However, regulations for club activities are not established in current government guidelines for teaching. Club activities are considered activities outside the realm of extracurricular activities that do not exist within the curriculum. In this paper, historical facts are used to identify the role of club activities. The educational importance of the club activities comes at the sacrifice of the teachers' free time and shoulders them with an additional mental burden. There are also safety issues to be dealt with. While taking into consideration the burden club activities place on the educational process, I examine the role club activities should play in education.

はじめに

国際基督教大学で教職課程を履修している学生（2年間で120名）を対象として実施した特別活動に関する授業内アンケートによれば、自らの原体験の中で小中高校生時代に最も印象に残っている「特別活動」とは何かという問いに対して、部活動・クラブ活動をあげた学生の数が圧倒的に多かった。中学時代では、学校行事（音楽祭や体育祭）と同率の第一位、高校時代では群を抜いて第一位が部活動であった。友達や居場所ができる、帰属意識を持てる場、自発性や協調性、指導力を学ぶ場、困難を乗り越える価値を養う場、失敗が許される自主的な場など、「部活動」を通して学んできた事柄は多種多様であるが、「自ら学ぶ」という体験の場をなっていた点において、特別活動として最もふさわしい教育活動のように感じられていたように思われる。とりわけ、将来教員となることを願う彼らにとって、部活動の経験はその原点になっていることもあり、教育的な意味をそこに見出していることが多い。

ところが、中学校のクラブ活動は、1998年に改訂された学習指導要領の中から姿を消した。現行の学習指導要領の中では、総則の中に部活動の一部規定されているものの、学生の多くが体験してきたような特別活動としての位置が与えられていない。そこに「特別活動」の問題が明らかにあるとみることができるだろう。

しかし、学校を巡る多くの問題がこの部活動と関連して起きている。メディアを通して批判されるのも部活動を巡る問題である。「教師や上級生による体罰」「いじめ」「安全管理の不行き届き」等、放課後の部活動の中で起こる問題が大きく取り上げられている現状は、20世紀後半の学校の在り方と何ら変わっていない。

ここに、部活動を巡る教員のかかわりの難しさの問題が表れている。正規の教育課程のどこにも属していない部活動は、それでも学校教育の大きな部分を占める活動として、現在も全国の学校で毎日実施されている。運動部の場合、高校生では各種目のインターハイを目指す部活動が行われて

いる。甲子園や花園は象徴的な祭りの場であり、学校教育の一環としての部活動は未だに健在である。教師たちは法規上の決まりのないボランティアでこの業務を遂行している現実がある。冒頭に述べたように、その部活動が大きな教育的意味を持ってきたという現実を踏まえながら、あるべき部活動の在り方について考察したい。

1. クラブ活動の現状

1. 1 学習指導要領が示しているもの

中学校学習指導要領特別活動編によると、特別活動の目的は次のように規定されている。「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」

現行の中学校学習指導要領において、部活動の規定は書き込まれていない（文部科学省、2008a）。小学校の学習指導要領には、4年生以上の同好の児童をもって組織する異年齢集団の交流を深めて、共通の興味・関心を追求する活動を行うクラブ活動の規定が残されているが（文部科学省、2008c）、1998年の学習指導要領改訂に伴い、クラブ活動の時間数の規定が削除され、中学校の必修クラブは廃止された。特別活動の内容は、学級活動、生徒会活動、学校行事に限定された。それは同時に、平成元年の改定で方向づけられた放課後の部活動での必修クラブ代替措置もなくなることであり、部活動は学習指導要領の範囲から削除されることとなった。

現行では「中学校学習指導要領の総則」の第4の2（13）に、「生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係者の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と

規定されている（高等学校の学習指導要領の内容も同じ）。

総則に規定があるものの、部活動は正規の教育課程の終了後の自発的活動と位置付けられており、教育課程の中には存在しない活動となっている。「特別活動」の35時間は学級活動として想定されており、クラブ活動は必修を外れて特に規定化されていない任意のものとなっている。そして現実的には、課外の枠で実施されている。それにもかかわらず、生徒及び教員にとって、学校教育の大きな部分を占め、大きな印象を与えている活動であることは、先のアンケート結果からも明らかかなことと言えるだろう。

自ら運動部顧問を長年務めてきた吉田浩之の著した「部活動と生活指導」（2009）の冒頭に以下の記述がある。

「部活動は1日2時間、週5日行うとします。年35週として年間350時間程になり、1週間の授業時間割に設定される時間数が多い教科の2.5倍の時間となります。部活動は、日曜と祭日、春休み・夏休み・冬休み期間などでも行われることから、実際には年間350時間以上になるでしょう。加えて、1～3年間、継続的に進めていけば、きわめて大きな教育的成果が期待できます。一方、教育課程に位置付けられている各教科、道徳、特別活動などについては、学習指導要領に目標や内容が規定されていますが、部活動についてはされていません。（中略）学校ごとに主体的に進めていく余地や学習内容・方法・教材などを開発していく余地が多分にある教育活動と見ることが出来ます。」

規定されていないことが創造的な活動につながるとすれば、「特別活動」の本来の意味を満たすことになるが、経済的後押しや教師の仕事量への配慮の乏しい現実においては、部活動への参加の度合いが、個人的な関わり次第とならざるを得ないだろう。

1. 2 クラブ活動の歴史的経緯

クラブ活動は学習指導要領の中でどのように記述されてきたのかを、中学校学習指導要領の中

から確認してみたい（相原・新富，2001；伊藤，2011）。

1947年に出された学習指導要領一般編（試案）において、小学校及び中学校に「社会科」及び「自由研究」が設けられたが、「同好のものが集まって、教師の指導の下、上級生の指導もなされ、一緒になってその学習の成果を進める組織、すなわちクラブ組織をとって、この活動のために、自由研究の時間を行っていくことも望ましい。」とされ、児童・生徒の自発的な活動のなされる余裕の時間として、個性の伸長のためにもクラブを用いることが試案の中に書かれていた。この設置に関しては、学校の事情や設備を考慮して学校長の判断に委ねる姿勢も打ち出されていた。

1949年に新制中学が成立し、1951年の学習指導要領一般編（試案）が文部省から出された。その中では自由研究に変わり特別活動の時間を設けること、そして生徒に個人的、社会的な様々な経験を豊かにする機会を提供する必要があるとされ、ホームルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会が主要なものとして挙げられていた。中でもクラブ活動は「全生徒が参加して、自発的に活動するもので、教室における正規の教科の学習と並んで、生徒の学校生活のうちで重要な役割を果たすべき分野である。」と記されていた。高校においても「クラブ活動は一単位時間とることが望ましい」と書かれていた。なおこの第一次改訂試案では、「特別教育活動」設置の理由として、

- a. 教育の目標実現は教科学習だけでは足りずその重要な役割を果たすのが特別教育活動。
- b. 特別教育活動は「なすことによって学ぶ」
- c. 生徒自身の手で計画され組織されるのものです、教師の指導は最小限度にとどめる。

という方向性が出されていた。

1958（昭和33）年の第二次改訂は、戦後の教育の方向性を定めた重要な改訂であったが、クラブ活動は生徒会活動、学級活動と共に「特別教育活動」の中に位置づけられた。学習指導要領の指導上の留意事項に、「全校生徒が参加できることが望ましい」と記され、同時に「学校の事情に応じて、適当な時間を設けて計画的に実施する」と、

ややトーンダウンした規定が書き込まれていた。

1969（昭和44）年の第3次改訂は、高度経済成長に即した科学技術重視の幅広い学習内容を重視した教科中心の学習指導要領の成立となった。同時に生徒指導を重視した学級指導が新設されたが、この改訂において、教科課程の中身では膨大な知識の修得が期待されていることとバランスをとるように、中学校に「必修クラブ活動」が置かれることとなり、ここに必修クラブと生徒の自主的な「部活動」が並存することとなった。

1977（昭和52）年の第4次改訂においては、クラブ活動の内容の変更はないものの、必修クラブと部活動への配慮規定が指導計画の作成と内容の取扱いの項目で書き加えられ、放課後の部活動に対する一定の配慮が必要であることが示唆された。

1989（平成元）年の第5次改訂は、新しい学力観に基づき「教育改革」一環として、特別活動を明確化、人間らしい生き方の重視、関心、意欲、態度の強調、「ゆとり教育」へ向かう生徒の自主性重視、知識注入型から生きることの本質を学ぶ新しい学力観の導入、人間としての生き方を重視などの方向性が出されたが、そのなかで特別活動を重視する方向性が打ち出された。「学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒をもつ生徒をもって組織するクラブ活動において、全生徒が文化的、体育的、生産的又は奉仕的な活動のいずれかの活動を行うこと」を記し、教育的意義を重視する姿勢が出された。同時に、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加を持って必修クラブ活動の一部及び全部の履修に替えることが出来ると規定された。実質的なクラブ活動への評価の一環ととらえることが出来る。

1998（平成10）年の第6次改訂では、特別活動の内容は、学級活動、生徒会活動、学校行事と規定され、突如として学習指導要領からクラブ活動の表記が削除された。「ゆとり教育の重視」を打ち出し、学校完全5日制の実施、総時間数の大幅な削除、生きる力の育成、総合学習の時間の設置などを推進するに当たり、中学校における時間内の必修クラブ活動を廃止することが求められたと

いえる。部活動についてはもともと特別活動の枠外に置かれていたが、学習指導要領の規定からも外れることとなった。

2008（平成20）年の第7次改訂において、「ゆとり教育」の廃止、道徳と総合的学習との連続性の強調、ボランティア活動などの社会参加の強調（社会に参画する態度）、人間関係を重視（より良い人間関係）する道徳的実践の強調などが打ち出されたが、クラブ活動（放課後の部活動）について総則の中に登場したことが新しいことであったといえるが、指導の方向性については不透明と言わざるを得ないだろう。この曖昧な規定の中で、部活動は今も行われている。

歴史的変遷を見ると、部活動は戦後の教育の方向性では、生徒の自主的な活動として教育的意義を明確に打ち出していたが、自主性、独創性を重視する考え方が「学習指導要領」の規定から遠のいていき、教科や行事を規定する色彩の強い「要領」の枠から離れていったように思われる。それは学校内の独自性への尊重の表れと共に、支援体制を整えることなく現場に任せる無責任さを内包してきた歴史であったといえるかもしれない。

1. 3 教育振興基本計画に記述された部活動

文部科学省は戦後50年を経て教育基本法の制定に着手した。この法律の改定に伴い、政府として教育のあるべき方向性を示したのが教育振興基本計画であった。それは2008（平成20）年7月に発表した。その中で各方面からの教育の在り方が記述されているが、規範意識の育成と共に「学校における体育及び運動部活動の推進」について、以下のように記されている。

- ① 子どもの二極化の傾向や体力低下が依然深刻な問題となっていることから、学習指導要領における小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。
- ② 学校体育及び運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用を促す。児童生徒のスポーツに対する多様なニーズに応えるた

め、学校の実態等に応じて近隣の学校と合同で運動部を組織し日常の活動を行う複数校合同部活動等の取組を促す。

- ③ 児童生徒が楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出し、学校や地域の実態等に応じて校庭の芝生化等を促す。

この規定の目的は「子どもたちの体力」の回復であり、必ずしも「特別活動」としての部活動支援とは言えないが、国の指針として、合同の部活動、外部指導者の積極的な導入、施設設備の充実などが掲げられたことは、方向性を明確にする方針と見ることが出来るだろう。しかしそれは、部活動が背負ってきた「自発性」からは遠い改革のように思われる（文部科学省、2008b）。

5年後の2013（平成25）年6月に出された第二次教育振興基本計画が発表された。国の国際化と国際競争力の増進を目的とする79ページに及ぶ膨大な記述が文章化されている。その中で、部活動については「スポーツ基本計画に基づき、体育・保健体育の授業や運動部活動等の学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図る。」とのみ記入されている（文部科学省、2013a）。

2012（平成24）年にスポーツ基本計画が策定され、その中に在るべきスポーツの在り方が記述されているとはいえ、学校教育の担い手である教師の関わりを明確にしないままの基本計画には、現場からの戸惑いの声が上がっているのも事実である（文部科学省、2012）。

部活動の現状について、歴史的経緯をもとに現状を考察したが、部活動は実際の時間拘束の長さと比較して、その目的や教育的意義が明確化されてこなかったところに最大の特徴があったように思われる。吉田の指摘通りそれは創造的な部活動の形成のための要件であったのであろうか。教師のボランティア精神に寄り掛かった部活指導の在り方は、少子化と社会的必要の変化の中で、限界に直面しているように思われる。

次に、生徒たちの部活動を支援している教師たちの現状について考察したい。

2. 教師の抱えている問題

現行の学習指導要領の規定において、部活動は正規の教育課程のどこにも属していない教育課程に存在しない活動となっている。それは放課後に自発的に行っている活動と呼ばれている。しかし、教師たちは法規上の決まりはないが、ボランティアで正規の職務以外で顧問として、学校から一人一人の教師に割り当てられる形で、部活動の指導に関わっている現状がある。その責任は放課後のみならず、土日などの休日や長期休業中にも実施される練習や試合の責任を担うことでもある。部顧問として休日勤務を実施した時の「出勤手当」は、全体的バランスからみてもふさわしい手当とは思えない。現実には運動部顧問などの身体的・精神的・経済的負担は非常に大きいものとなっている。

2. 1 時間的な負担

部活動への顧問としての関わりはボランティアのはずだが、現実には教師の生活の大部分を侵食していることが多い。とりわけ土日などの休日に部活動や試合などを実施している運動部顧問への負担は大きい。ベネッセ教育研究開発センターが文部科学省の委託を受けて実施した「教員勤務実態調査」（小川、2007）によれば、「通常期における中学校教員の残業では成績処理や授業準備も小学校と同様に主要な業務の一つであるが、特に部活動・クラブ活動が主要な業務となっていることが特徴的である。部活動・クラブ活動は各期10～30分程度行われている。」「休日の残業時間において、特に目立つのは部活動・クラブ活動である。第3期から第5期で1時間ほど、第1期では78分、第6期では46分となっている。次に、休日の持帰り時間における業務の内訳についてみてみよう。各期とも、部活動・クラブ活動が常に上位に入る業務であり、第2期をのぞいて40分前後となっている。」

ある校長は次のように答えている。「部活動の顧問をしていると、土日もなく、家庭も顧みず、慢性的な多忙感、ゆとりのない生活を余儀なくさ

れることも少なくない。授業の充実に向けての教材研究の時間も取りにくい。」また、ある中学校教員は以下のように答えている。「平日は毎日6時半までクラブ活動、7時になってようやく職員室の机に向かって教材研究とか、ほかの事務の仕事が始められる。土曜、日曜は練習かあるいは練習試合。夏休みもない。クラブ活動から解放されるのは試験期間中だけ、その間は試験の問題作り。試験が終われば部活がスタートして、採点、成績評価もある。もう私共の想像を絶する忙しさだなというふうに思いました。」

数字に表れた統計は、教師の負担の一端を示すものに過ぎない。実際には数字以上の大きな課題が横たわっているように思われる。部活動を通して生徒を多面的に把握するには、教師自身も一定の技術や指導方法を身につけ自ら指導し評価できる事が望ましい。ところが、活動経験のない部の顧問になるケースは20～30代の若手教員に多い。

部活動顧問の割合は、運動部顧問が58.5%、文化部顧問が17.7%、顧問なしが13.7%、無回答・不明が10.2%であった。一般的に若い世代(25歳)では中学で75%の教師が顧問として指導しているが、40代になると37.5%に限定されていく。中学校の生徒のうち生徒たちの73%が運動部に所属しているが(子ども生活研究所, 2011)、必ずしも希望する運動部に所属しているとは言えないように、教師も技術や経験を持たずに顧問を引き受けなければならない状況におかれている。活動経験のない部活動の顧問となるのは想像以上のストレスを生みやすい。

現在でも生徒たちの大半は部活動を楽しんでいる、充実感、達成感を感じている。しかし毎週6日(46%)、週7日(26%)合わせて72%が休日返上で部活の取り組む様子は、夏休み26日以上練習を繰り返す67%の部活動への指導とともに、教員の大きな負担となっているのも事実であろう。「公務が忙しくて思うように指導できない」、「自分の専門的指導力の不足」、「自分の研究や自由な時間等の妨げになっている」、「施設設備の不足」、「部員数の不足」など教師の悩みは尽きないようだ。

2.2 安全性確保の問題

1931年アメリカの技術者ハインリッヒが発表した報告「1件の重大事故の裏には29件の事故、災害がある。そして300件のヒヤリ・ハットした事件がある。この段階で危険予知訓練をする必要がある」を考慮した部活動指導が顧問教師に託されている(畑村, 2005)。

各県・地域の教育委員会では、部活動中の安全性の確保にむけての通達や文書を当該小学校・中学校・高等学校に送り、事故発生の未然防止のための重要項目を指示している。「運動部活動は、学校において計画する教育活動であり、生徒の安全が確保されることが大前提である。」と述べて、顧問のみならず複数の指導者による指導・監督体制を整えることにより、安全管理を徹底することが要請されている。

文部科学省も政府の教育再生実行会議の提言を受けて、「体罰」の防止を意識した「運動部活動での指導のガイドライン」(2013年5月)をまとめ、各教育委員会が作成する指導計画の方向性を発表し、パンフレットが私学を含め全国の学校に配布されたが、その中でも事故への対応について以下のように記述している。

「近年、運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。」(文部科学省, 2013b)

安全性確保のための教師の責任については、以下のことがあげられる。それは①生徒の健康状態の把握、②個人の能力に合わせる指導計画と運動の特性を踏まえた合理的な指導、③日常の危険への共通理解、④施設・設備・用具の安全点検、⑤

安全配慮, ⑥危険予見・回避能力の育成, ⑦事故発生時の対処及び事後処置能力の育成などである。

2. 3 部活動の事故と教師の責任

次の表は独立行政法人日本スポーツ振興センターがまとめた「学校の管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点」のデータベースからの引用であるが、2005（平成17）年から2011（平成23）年までの学校管理下の事故による傷害事例と死亡事例の総数は4000件を超えていることがわかる（日本スポーツ振興センター、2013）。

表1 学校管理下の事故による障害・死亡事例

	障害事例 (件)	死亡事例 (件)	総数 (件)
平成17年度	439	137	576
平成18年度	506	119	625
平成19年度	497	125	622
平成20年度	465	123	588
平成21年度	463	121	584
平成22年度	467	118	585
平成23年度	381	137	518
合計	3,218	880	4,098

出典：日本スポーツ振興センター（2013）. 学校の管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点 平成24年度版

これらの事故に関して、安全性確保のための努力がなされていたかどうか争われることが生じることがある。そして注意義務を怠った結果として起こる「事故」に対しては民事上の責任（おもに設置者が問われる）、刑事上の責任（場合により個人が問われる）、行政上の責任（規律保持のための免職や減給）などが問われることがある。とりわけ、その立場にある人間が「結果」を「予見」出来たとして、「回避」できたかどうか問われる事件が各地で起きている。「業務上過失致死傷罪」が認定された判例も各地に起きている。しかし、運動の練習を巡っては現在でも毎年のように死亡事故も起きている。

これらは顧問教師にとって、緊張感を与えられる規定である。もともと、教育課程の外側におかれた部活動への関わりについては、参加の是非が問われないこともあり、「自主性」「自発性」の名のもとに生徒間で作り出す「独自の雰囲気」が形成されやすい。その中で、安全性の確保という責任を負う教師は、放課後と休日の個人的な計画を犠牲にして、「立ち合い義務」を果たすことで、安全性の監督者としての働きを推進するよう促されている。大きな負担を背負っているといえるのではないだろうか。

2. 4 体罰と行き過ぎた指導報道を巡って

2012年12月、大阪の市立高校の運動部に属する生徒が顧問教師からの体罰を苦に自殺するという事件が起こると、教師による「部活指導」の行き過ぎに対する批判が各方面からわき起った。「指導死」という言葉が用いられ、教師による指導がきっかけで自殺した子供たちがいることを、多いことが指摘された（大貫・住友・武田、2013）。

部活動の在り方を巡って、運動部でも文化部でも「強くなりしたい」という一致した思いを満たすためには、「集団的な結束力」が必要となり、それを演出できる顧問の役割は大きいものとなる。又「部活動」は目的志向による参加が前提となっているから、高い目標を掲げて努力することは当然のコンセンサスとなりやすい。多くの学生たちが指摘しているように、「自発性」を前提とした厳しい指導の受容が背景として存在する。全国大会への出場などの厳しい競争が課せられる部活動では、集団的能力を引き出すカリスマ的指導を容認しやすい。運動系部活動においては、激しい叱責や身体的な強要も起りやすい。個人より集団を大事にする指導は、個別性やきめ細かい配慮を欠き、時として児童・生徒を傷つけてしまうことも起りうる。まして「体罰」という強い者が弱い者を「力で従わせる」方法は、教育の現場においてはあってはならないことであるが、暴力を用いた指導（本来的には暴行や暴言）を容認する「空気」は皆無とは言えないだろう。

しかし、いったん事件が問題化すると、商品価

値が高い話題として、教師の指導方法の是非が問われ、暴力や暴言という事実が表面化すると一斉に問題行動を攻撃する。少年が傷ついたり「自殺」したという事実がある場合、さらに商品価値が高まり、教師への攻撃は過激度を増す。部活動を通して実現させてきた教育的な経験までもが批判され攻撃される。それはしばらくすると賞味期限切れの話題となり、別の問題へと関心の先は向かっていく。しかし度重なる事件や事故は、教育的な働きかけを自ら制限する方向へ行政を向かわせる。そして本来の部活動が持っていた生き生きとした自主性が失われて、管理された疑似体験への方向転換させられていく。そのような状況が今、全国の学校で起きているのではないか。教師の教育的な醍醐味はここでも失われているように思われる。

3. 教師と社会に託されているもの

3. 1 部活動の評価

学習指導要領では学校活動の周辺部分に追いやられている部活動は、それでも生徒たちにとっては、学校生活を意味あるものとする場であることは変わらない。居場所感、仲間意識、友情を育む場、自主性・社会性を育てる場として、部活動は現在も機能しているといえよう。

文部科学省の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告（中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）」（平成9年の調査）では、運動部活動への参加生徒は中学校の場合、73.9%（男子83.0、女子64.1）、高等学校の場合、49.0%（男子56.3、女子41.1）加入している。文化部活動には中学校の場合17.1%（男子7.9、女子27.1）、高等学校の場合、22.0%（男子13.8、女子30.9）加入している。中学校で91%、高等学校でも71%の生徒が、課外の部活動に参加している。生徒自身が部活動に対し「楽しい」「どちらかと言えば楽しい」に83%が同意し、保護者も90%近くが満足している。また、教員も部活動に対して子供のために重要な活動であり、大いにやりがいがあると感じる者が44%、要請により引き受け

たがある程度やりがいを感じるが35%となっていて、教育的意義を認めている。中学校・高等学校時代の生徒たちにとって、部活動は、自己存在のアイデンティティ形成にとっても、重要な場となっているように思われる。

東京都教育委員会でも部活動は、豊かな人間関係を学ぶ場や機会として有効であるとし、生徒の健全育成と活力ある社会の実現に貢献している。特色ある学校づくりのための、学校経営上の重要な柱である。保護者や地域社会から期待されている。などと評価をしている。

現在の部活動の問題は、少子化による学校の小規模化により、生徒数が減少し、それに伴い指導者が不足していること、顧問の異動により存続問題が発生していること、顧問の管理面と指導面の負担が大きいこと、大会・発表会等開催の財源が不足していることなどが指摘されている。

生徒自身にとっても、部活動の縮小は、選択できるクラブ数が減少することで、希望する部活動に参加できない、部員の数が減少によりチームが編成できない、などの課題を抱えることにもなっている。生徒たちにとって重要な学校での居場所をどのように確保していけるか、教師に託された課題は大きいといえる。

3. 2 部活動への対応

中学・高校での部活動に対する教師の負担感は非常に大きい。そうであるにもかかわらず、いわばボランティアとしてでも教師たちが顧問として彼らの部活動を支援してきたのは、教育的意味を共有してきたからであろう。

しかし現実には様々な問題がある。法的支援も不十分だし、経済的な支援も十分とは言えない。休業日の活動に対する経済的支援も不十分である。その中で「熱心な教師」と「仕方ない教師」の差も激しくなっている。

部活動への顧問の割り当ては学校長が定めるが、得意、不得意に関してはそれぞれの原体験の違いによるものだが、希望する部活動の顧問にはなることが困難である状況には変わらない。この状況の中で、顧問として長い時間を拘束されるこ

とへの疑問や不満を持つ教員も決して少なくないだろう。慢性的な長時間労働の続く中で部活指導に対する情熱を持っていない場合には、教科指導などの本来的業務とは別の部活動による時間的拘束を嫌い、ある年齢以上に教師の中には顧問を引き受けない選択権を行使することもありうる。その場合、学校全体としては部活動そのものを縮小しなければならなくなる。

逆にまた、得意な部活動を割り当てられると、教師は自らの自己実現をも目指して、勝利至上主義やコンクール入賞主義に陥りやすくなる現実がある。部活動指導では根本的に「生徒の自主的活動への理解」が必要だが、別な目的にすり替えられていく危険がある。保護者を動員し、生徒に長時間の練習を強要し、部活内で競争をあおり、競争での敗者を切り捨て、厳しい指導についてきたものだけが評価されるという「競争の論理」は、中学高校の部活動に馴染むものではないのではないか。部活動の主役は生徒たちであることを忘れたとき、部活動が教師の道具と化してしまう危険があることを、絶えず意識しておく必要があるのだろう（関，2009）。

3. 3 社会的支援の在り方

教育振興基本計画では「社会全体で教育の向上に取り組む」として、第一に学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させること」をあげ、「地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進」することを掲げている。

具体的には多様な部活動への必要に応じるために、近隣の学校との合同の部活動、部活動への外部指導員の積極的な導入、施設の整備などがあげられている。

さらに文部科学省が2012年3月に出したスポーツ基本計画によれば、「運動部活動については、例えば中学校での所属率がほぼ横ばいで推移しているが、少子化に伴う運動部活動の所属生徒数の減少等により、チーム競技等においては特に活動に支障をきたしている。また、顧問教員の負担を軽減するためのスポーツ指導者の確保についても

課題があり、その形態や運営について一層の工夫が求められている。さらに、種目によっては女子の参加が困難なものもあり、参加機会の充実が求められている。」（文部科学省，2012）と分析されているが、学校教育の観点からのまとめではないので、現状への配慮や具体的な提言としては必ずしも現場に即した内容ではない不十分なものになっているように思われる。

教師の負担軽減のための具体的な支援として、技術指導を行う「外部指導者」を活用することは以前から提言され、次第に現場に導入されてきた。「外部コーチ」は顧問との関係性をどのように構築できるかによるが、顧問の負担を軽減しながら、生徒に対する技術指導と安全指導を当てること出来る有効な人材として、部活動指導の中で機能することが出来るだろう。2000年に文部科学省が出した「スポーツ振興計画」から地域との連携で外部指導員を登用する方向性が進み、2008年度では全国で28394人（中学校1校当たり2.6人）の指導員が活動している。ただ、指導員は主に学生が多いが、その経済的裏付けの点では、顧問の場合と同様に、必ずしも十分とは言えない実態が続いているように思われる（子ども生活研究所，2011）。経済的な裏付けが可能となっはじめて、本格的な責任を伴った指導が依頼できるのであり、その面からも地元の学校に対する各自自治体の財政的支援が必要となるだろう。

さらに休日の試合等の引率に関しては、顧問の複数化による負担の軽減や事務職員の動員などにより、仕事に偏りが生じない配慮も必要だろう。教師の都合で試合等を辞退することにならないような配慮も必要だろう。

いずれにしろ、多くの生徒たちにとって大事な部活動をどのように支援できるか、また部活動を通して体験できる教育的な経験をどのように提供できるかは、一教師だけの問題ではなく、学校全体さらには地域全体の課題として絶えず吟味していくことが必要であろう。

3. 4 地域の支援

地域に根差した公立学校の場合、部活動に関し

て学校を超えて地域全体での取り組みが必要である。2007（平成19）年に、島根県出雲市の13の公立中学校が危機感を共有して、「中学校の部活動の在り方」について、現場から教育長に答申した部活動のガイドラインがある。このような取り組みが各地で行われていくことが、地域に根差した部活動を生み出すこととなるだろう。

出雲市部活動検討委員会は部活動を「学校教育活動の一環と位置付け、学校の管理のもとで計画・実践され、心身の健全な成長や体力向上、好ましい生活習慣の確立等、多くの価値ある効果と成果を上げている。」と冒頭で確認し、ガイドラインを作ることで保護者（PTA）・各部活動保護者会・地域（後援会・地域学校運営理事会）との連携を強化し、生徒のためにより有意義な部活動が展開されることを目指した働きであった。

1. 円滑な部活動経営が出来る学校体制を目指す～生徒と指導者が意欲を喚起する学校体制の確立。そのために、全教職員で部活動を担当する。
2. 好ましい成長発達と成果を上げる部活動を目指す～生徒の意欲を高めて良い生活習慣を育む。ここでは具体的に1週間のうち1日以上以上の休養日を設けること、土・日曜日には計画的に休養日の設定すること。毎月第3日曜日は「家庭の日」として、部活動は実施しない。練習時間は平日では1～2時間、休日は半日をめどとする。
3. 保護者や支援団体とのより良い連携を目指す～学校、保護者、地域が一体となる部活動経営。年度初めに部活保護者会を設定。部活便りを作成、部活公開日を設定し、保護者との連携を密にはかる。地域の行事やボランティア活動に積極的に参加し、協力することで地域との交流を大切にしたい部活動になるよう努める（出雲市部活動検討委員会, 2007）。

ここに描かれているのは、上からの改革ではなく、現場の教師たちが共通認識を持ちつつ、部活動を通して与えられる教育的な経験を地域の中学生たちに与えたいという共通の願いの具体化であ

ろう。このような取り組みが部活動の活性化につながるものと思われる。

4. 終わりに

第二次大戦後に生まれ、戦後の学校生活を経験してきたものの多くが、中学・高校の部活動を通して、社会性や道徳性を身に付けてきたという体験を持っているだろう。部活動は多くの人たちにとって、自らの手で組織を運営し、人間関係で悩みながらも共通の目標を持って努力し、壁を乗り越えることで自信を持ち、試行錯誤を重ねつつ自分の心と体を磨いていった過去の記憶を辿ることの出来る体験になっているように思われる。多くの人たちが自分の「原体験」を語ることの出来る学校活動である。そこには青春の日のアイデンティティの記憶が残っている。友と出会いや悔しさを伴う貴重な体験が存在している。「学校」という場所が与えることの出来るもう一つの活動がこの中に在る。それは今日も変わらないだろう（水口, 1996）。変わったとしたら、それは学校の外の世界であり、計算と打算に満ちた文明化された社会の影響力を生徒自身も感じているからに相違ない。

運動や文化的活動が学校を離れて、個人として楽しむ方向は都市部を中心に起こっている。必修クラブの廃止は、放課後の部活動への参加まで任意的なものに変えた。教師も生徒も束縛感を嫌う傾向も少しずつ顕在化してきている。煩わしい人間関係よりもネット上のフワフワとした人間関係に親和性を感じる生徒も増えている。集団的な達成感や個人を犠牲にする方法論に対して違和感を持つ人も増えてきた。過去の郷愁に過ぎないとの指摘も上がっている。

確かに部活動は行き過ぎや指導者の望み実現の手段と化してしまう危険は今も残っている。しかし同時に多くの人たちが経験してきたように、心身の成長期の大事な教育的意味も大きい。そうだとしたら、この時代にふさわしい部活動の姿と支援の在り方を、教育に携わる人々はさらに明確にしていく責任があるといえよう。それが明日を創

る世代に対する大人の責任と言えるのではないだろうか。

参考文献

- 畑村洋太郎 (2005). 失敗学のすすめ 講談社
- 相原次男・新富康央編著 (2001). 個性を開く特別活動 ミネルヴァ書房
- 伊藤 毅 (2011). 「未来の教師におくる特別活動論」 武蔵野美術大学出版局
- 出雲市部活動検討委員会 (2007). 中学校における部活動ガイドライン 出雲市ホームページ
- 子ども生活研究所 (2011). イマドキの部活動 メタ・ブレン
- 水口洋 (1996). 風と出会う いのちのことば社
- 文部科学省 (2008a). 中学校学習指導要領解説 特別活動編 ぎょうせい
- 文部科学省 (2008b). 教育振興基本計画第1期 文部科学省 2013年5月16日 <http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/05/16/1335023_002.pdf>
- 文部科学省 (2008c). 小学校学習指導要領解説 特別活動編 東洋館出版社
- 文部科学省 (2012). スポーツ基本計画 文部科学省 2012年4月2日 <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/04/02/1319359_3_1.pdf>
- 文部科学省 (2013a). 教育振興基本計画第2期 文部科学省 2013年6月14日 <http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/06/14/1336379_02_1.pdf>
- 文部科学省 (2013b). 運動部活動での指導ガイドライン 文部科学省
- 日本スポーツ振興センター編 (2013). 学校の管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点 平成24年度版 日本スポーツ振興センター
- 小川正人編 (2007). 教員勤務実態調査 ベネッセ教育総合研究所
- 大貫隆志・住友剛・武田さち子 (2013). 指導死 高文研
- 関 喜比古 (2009). 問われている部活動の在り方：新学習指導要領における部活動の位置付け 立法と調査 294 国立国会図書館デジタル化資料 2009年7月1日 <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/285174/www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20090701051.pdf>
- 吉田浩之 (2009). 部活動と生活指導 学事出版